

医療DX推進室設置規程

令和5年7月4日
一部改正 令和5年8月29日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 国民の健康増進や切れ目のない質の高い医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を進め、保健・医療情報（介護情報を含む。）の利活用の課題を部局横断的に検討し、医療DXの企画立案を総合的かつ戦略的に推進するため、大臣官房に、医療DX推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進室は、室長、室長代理及び室員をもって構成する。

- 2 室長は、大臣官房長又は大臣官房総括審議官のうち、厚生労働大臣が指名する者をもって充てる。
- 3 室長代理は、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官をもって充てる。
- 4 室員は、別紙1の職にある者をもって充てる。ただし、室長が必要と認めるときは、室員を追加することができる。
- 5 室長は、必要に応じ、推進室に関連する部局の職員の参加を求めることができる。

(チーム)

第3条 推進室に次のチームを置く。

- 一 電子カルテ・医療情報基盤等チーム
 - 二 健康保険証利用チーム
 - 三 診療報酬改定DX・医療DX実施組織検討チーム
- 2 各チームに、チーム長、チーム長代理及びチーム員を置く。
 - 3 チーム長及びチーム長代理は、別紙2の職にある者をもって充てる。
 - 4 チーム長は、必要と認めるときは、チーム員を追加することができる。
 - 5 第1項各号に規定するチームを統括するため、統括チーム長及び統括チーム長代理を置く。
 - 6 統括チーム長は、大臣官房参事官（情報化担当）をもって充てる。
 - 7 統括チーム長代理は、医政局医薬産業振興・医療情報企画課長をもって充てる。

(外部機関の参加)

第4条 室長は、必要に応じ、推進室に関連する省庁の職員及び外部有識者の参加を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進室の庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房情報化担当参事官室において処理する。

(全体図会議)

第6条 推進室に、俯瞰的立場から医療DXの企画立案の推進の管理・監督を行うための全体図会議を置く。

2 全体図会議は、厚生労働事務次官、医務技監、第2条第2項の室長及び同条第3項の室長代理、保険局長及び大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当）並びに厚生労働大臣が指名する者をもって構成する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月4日から施行する。

この規程は、令和5年8月29日から施行する。

大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
大臣官房参事官（情報化担当）
大臣官房総務課企画官（医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室、
医政局、健康局併任）
大臣官房総務課企画官（医薬・生活衛生局併任）
医政局総務課長
医政局地域医療計画課長
医政局医事課長
医政局歯科保健課長
医政局看護課長
医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）
健康局健康課長
健康局がん・疾病対策課長
健康局結核感染症課長
健康局難病対策課長
健康局参事官（予防接種担当）
医薬・生活衛生局総務課長
医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
労働基準局安全衛生部労働衛生課長
社会・援護局保護課保護事業室長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
老健局介護保険計画課長
老健局老人保健課長
保険局保険課長
保険局医療介護連携政策課長
保険局医療介護連携政策課保険データ企画室長
保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室長
保険局医療課長
保険局医療課保険医療企画調査室長
政策統括官付政策企画官（政策統括室、大臣官房情報化担当参事官室、サイバ
ーセキュリティ担当参事官室併任）

チーム名	チーム長	チーム長代理
電子カルテ・医療情報基盤等チーム	医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）	大臣官房総務課企画官（医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室、医政局、健康局併任）
健康保険証利用チーム	保険局医療介護連携政策課長	保険局医療介護連携政策課保険データ企画室長
診療報酬改定DX・医療DX実施組織検討チーム	保険局保険課長	保険局医療課保険医療企画調査室長